

函 福 管

令和 7 年 (2025 年) 7 月 1 8 日

民生常任委員会委員 様

保健福祉部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配布資料

○医師意見書作成依頼書の誤送付による個人情報の漏えいについて

(保健福祉部障がい保健福祉課)

医師意見書作成依頼書の誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概 要

障がい保健福祉課において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定に係る医師意見書の作成をかかりつけ医療機関へ依頼する際、対象者を取り違え、別人の氏名等が記載された医師意見書作成依頼書（以下「依頼書」という。）を送付したことが判明した。

2 経 過

令和7年6月20日（金）、居宅介護サービスの申請手続きにおいて、受付担当職員から、申請者のかかりつけ医療機関への依頼書の送付を口頭で依頼された職員（以下「送付担当職員」という。）が、6月23日（月）にかかりつけ医療機関に送付したが、6月25日（水）に当該医療機関から、受診該当者がいないと連絡があり、確認したところ対象者を取り違えていたことが判明した。

3 誤送付した書類および書類に記載された個人情報の内容

依頼書一式（1名分）

氏名、生年月日、性別、住所

4 原 因

受付担当職員がシステム上で受付処理を行った後に、必要な入力作業の一部を失念していたことや、送付担当職員が、受付担当職員からの口頭での聞き取りのみで作業を行い、申請書等との突合など必要な確認を怠っていたことが原因である。

5 本市の対応および再発防止策

誤送付に係る市民に対しては、経緯を説明し謝罪するとともに、誤送付した書類を当該医療機関から回収し、改めて本来の依頼書を手交した。

また今後は、受付担当職員が確実にシステム上で必要事項を入力することを徹底するとともに、送付担当職員において申請書と依頼書を突合し確認を行うこととする。